

青森県報

第二千八百八十九号

平成十五年六月二十日 (金曜日)

目 次

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる 図書類の指定……………	(参 画) 青少年 男女共同 課……………	一
道路の区域の変更……………	(道 路 課)……………	二
道路の供用の開始……………	(同)……………	二
洪水予報を行う河川の指定……………	(河 川 砂 防 課)……………	二
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………	(経 理 課)……………	三
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(市 興 町 村)……………	三
交換分合計画の認可……………	(農 村 整 備 課)……………	三
開発行為に関する工事の完了……………	(建 築 住 宅 課)……………	三
公安委員会		
型式の検定適合遊技機……………	(生 活 安 全)……………	四
正 誤		
平成十五年六月十六日定例目次中……………	(総 務 学 事 課)……………	五
平成十五年六月四日定例告示中……………	(林 政 課)……………	五

告 示

青森県告示第四百三十一号

青森県青少年健全育成条例 (昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号) 第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十五年六月二十日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

指定 番号	種別	名 称	発 行 者 (製 作 者) 名	該 当 条 項
二七九三	書籍	ザ・ベストMAGAZINE 七月号	KKベストセ ラーズ	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
二七九四		アクションカメラ 七月号	ワニマガジン 社	
二七九五		Chuッススペシャル 七月号		
二七九六		ペントハウス 七月号	ぶんか社	
二七九七		コミックまあるまん 七月号		
二七九八		月刊コール 六月号	ノースアドブ ランニング	

青森県告示第四百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年七月十九日まで青森県県土整備部

道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年六月二十日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	三三八号	むつ市桜木町七一の三四から むつ市宇田町無番まで	前 後	二七〇〇メートルから 二一〇〇メートルまで	三六〇・〇〇メートル	
			むつ市桜木町無番から むつ市大字大湊字水上ノ内新取道三九三の一八まで	後	一七〇〇メートルから 一〇〇メートルまで	四四三・〇〇メートル	

青森県告示第四百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年七月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年六月二十日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

を行う河川を次のとおり指定する。

平成十五年六月二十日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

堤川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
堤川	青森市第二問屋町二丁目四番地内 新妙見橋 目下流端 新妙見橋下流端 青森市妙見一丁目一番地内 新妙見橋下流端	海に至る場所
駒込川	青森市筒井四丁目二番地内 古館一丁目一番地内 鉄道橋下流端	堤川への合流点

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 三三八号	むつ市桜木町九〇の一四から むつ市桜木町一一八まで	平成一五・六・二〇

青森県告示第四百三十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十条の二第一項の規定による洪水予報

青森県告示第四百三十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十四年四月一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があつた。

平成十五年六月二十日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

売りさばき人の住所及び氏名

北津軽郡市浦村大字相内字相内一五

三和 芳次

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年六月二十日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 特定役務の名称及び数量

しもきた克雪ドーム（仮称）新築工一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画振興部市町村振興課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十五年五月三十日

五 契約の相手方の名称及び住所

大成建設株式会社

東京都新宿区西新宿一丁目二五の一

六 契約金額

三十五億九千七百三十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

交換分合計画の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十九条第一項の規定により、杭止堰土地改良区に係る八幡第三地区の交換分合計画を平成十五年六月十二日認可したので、同条第十二項の規定により公告する。

平成十五年六月二十日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年六月二十日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
南津軽郡大鰐町大字蔵館字宮本六二の二から六二の一四まで、大字大鰐字前田二一の二、二一の六から二一の四まで、二三の一八、二三の四〇から二三の四二まで、四六の二及び四六の二〇から四六の二四まで、字前田二一の二先外(国有財産)	弘前市大字富野町一二の六 有限会社鈴健不動産
十和田市東一番町九の七、九の二三七及び九の二四〇から九の二四三まで	十和田市東二番町一の二一 有限会社宅建センター

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十條第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六條の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九條第一項の規定により告示する。

平成十五年六月二十日

青森県公安委員会委員長 榎 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	スーパーおばけらんどSV	株式会社ソフィア
"	2 CRスーパーおばけらんどVS	"
"	CRスーパーおばけらんどVS	"
"	CR海ですGS	"

"	"	"	"	"	"	"	"	回胴式遊技機	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
グルクン	グルクン 30	ラッキーパレード	ワンダーレオンX	バクフウ	ジェロニモンS	ネオマジックバルサーXX	キングバルサー 30	ファイヤードリフト	CRはりきり娘	CRまいっちんぐマチコ先生F	CRまいっちんぐマチコ先生F	CRまいっちんぐマチコ先生M	CRまいっちんぐマチコ先生M	CRツインビジョンHT	CRツインビジョンHN	CRコプラMA7	CR信長G	CR海ですVS
"	高砂電器株式会社	"	株式会社タイヨー	"	株式会社オリンピア	"	山佐株式会社	"	サミー株式会社	"	"	"	奥村遊機株式会社	"	株式会社大一商会	株式会社ニユーギン	株式会社藤商事	"

正

誤

総務学事課

平成一五・六 第二一八七号	発行年月日 発行番号
目次	区分
一	ページ
上	段
ら後ろか 五	行
(農村整備課)	誤
(中南地方農林水産事務所)	正

林 政 課

平成一五・六 第二一八七号	発行年月日 発行番号
告 示	区 分
第四〇〇号	番 号
五	ページ
下	段
一五	行
大字中里字袴腰山一の 一	誤
大字中里字袴腰山一の 一	正

・北津軽郡中里町大字中里字袴腰山一の
一

北津軽郡中里町大字中里字袴腰山一番の
一

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭